

平成21年10月より

住民税の年金からの 引き落としが始まります

〈特別徴収制度〉

65歳以上の年金受給者で、
住民税を納税されている方
お知らせです。

〈特別徴収制度〉とは、年金保険者が住民税を年金から引き落としとして市区町村へ直接納入することです。

問い合わせ先 税務課 ☎40-5554

現在、年金を受給されており住民税を納税する義務のある方には、年4回、市役所や金融機関等に出向き、住民税を納めていただいています。この制度の導入により、年金を支給する年金保険者が住民税を年金から引き落とし、市へ直接納入することとなるため、納税の手間が省かれるとともに、市の事務の効率化が図られるものと見込まれます。

これまで



平成21年
10月から



新たな税負担が生じるものではありません

住民税の年金からの引き落とし（特別徴収制度）の導入は、納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。